

2024年度 酪農・畜産政策及び畜産物価格等に関する要請

北海道酪農・畜産は、気象・地理的な条件不利を克服しながら、専業経営を主体に豊富な飼料基盤を維持しつつ発展し、国民への安全で良質な牛乳・乳製品及び畜肉の安定供給という重要な使命を担っています。加えて、北海道農業の基幹部門として、乳業や食肉加工業など幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支えるとともに、農村社会の活力を維持するなど、極めて重要な役割を果たしています。

近年の北海道酪農は、牛乳乳製品の消費減退が続いている中、国・乳業・生産者の全国協調の取組みとホクレン出荷者の拋出による乳製品の在庫削減対策で在庫量は減少傾向にあります。一方で、脱脂粉乳の需要は回復したわけではなく、在庫削減対策が講じられなかった場合、在庫量は再び積み上がることが見込まれています。そうした中、生産コストの高騰を踏まえ、取引乳価が引き上げられました。しかし、生産コストの上昇分を補うには不十分であるものの、これ以上の引き上げは更なる消費減退に繋がるため、在庫対策など国による支援が求められています。

また、道内の系統出荷者は減産などに取組んでいますが、系統外出荷者による生乳の道外移出乳量は増加しており、生産者間で不公平感が生じていることから、一刻も早く需給調整の負担が系統出荷者に偏らない仕組みへと改善が必要です。

さらに、世界情勢の不安定化や円安などによって、生産に必要な不可欠な飼料や燃油などの生産資材価格が高騰しています。特に配合飼料価格は高止まりし、国による緊急対策が講じられていますが、酪農家戸数は過去最大の減少率となり、国内の酪農・畜産は存続の危機に瀕しています。

一方、我が国の牛肉・豚肉、乳製品は、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定などの発効によって大幅に市場開放され、協定では関税が段階的に削減されることが定められています。ここ数年はコロナ禍や需要減退などにより、畜産物の輸入量は減少傾向にありますが、今後は外食などの需要が回復した場合、輸入量が再び増加に転じることが見込まれ、国内の生産量や価格に影響を及ぼすことが危惧されます。

については、国民の基礎的食料である牛乳乳製品及び畜産物の安定供給、地域社会・経済を支える酪農・畜産の維持を図るため、「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づき、今後の酪農・畜産の経営安定に向け、生産現場の声に基づく酪農・畜産政策の構築と必要な予算確保に努められますよう、下記の通りご要請致します。

2023（令和5）年11月

北海道農民連盟
委員長 大久保 明義

I. 国内酪農・畜産の存続に向けた基本政策の確立

1. 酪農・畜産の継続に向けた新たな対策

需給改善に向けた減産や生産資材価格の高騰などで生産基盤は大きく毀損し、離農戸数が増加するなど今後の畜産物の安定供給に影響を及ぼす恐れがあることから、早急に頭数払いなどの新たな対策を講じること。

2. 各種政策目標に基づいた施策の推進

ウクライナ情勢や円安などの影響で農業経営が逼迫し営農継続が危ぶまれる中、今後の食料生産が危惧されることから、食料・農業・農村基本計画及び酪肉近の見直しに向けては、食料安全保障が強化されるよう、畜産物の現行の生産努力目標等を引き上げるとともに、十分な予算を確保し具体的施策を講じること。

3. 需給対策を含めた適正な価格形成

酪農・畜産の適正な価格形成に向けては、生産コストを適正に反映することを基本としながらも、物価高騰等により国民生活も厳しさを増しており、価格転嫁に伴う需給への影響が懸念されることから、需給対策についても議論を深め、酪農・畜産の経営安定に資すること。

4. 需給改善に向けた事業の継続と新たな対策

牛乳・乳製品の需要減退により未だ需給は緩和していることから、需給改善に向けて、需要・消費拡大対策の一層の強化を図るとともに、小中学生などの夏・冬休みの期間中に牛乳券を提供するなど新たな対策を講じること。

また、業界一体となって取組んでいる乳製品在庫の削減対策については、生産者は減産や抛出に取組み厳しい経営環境となっていることから、国負担分を増額した上で事業を継続すること。

5. 不公平感を是正する需給手法の構築

改正畜安法については、道内では指定団体への出荷者とそれ以外の出荷者との不公平感の解消に向けて、法施行後の課題を検証するとともに、国が主導し、全国の全事業者で需給調整が可能となる公平な制度に見直すこと。

また、需給調整手法の構築にあたっては、指定団体だけではなく、指定団体以外なども含めて議論する場を設けること。

6. 新たな所得安定対策の創設

燃油など生産資材の価格高騰が続いている中、ウクライナ情勢などによって酪農・畜産農家の経営環境は厳しさを増していることから、急激な価格高騰に対応する「酪農・畜産経営セーフティネット対策」を構築すること。

7. 実効性ある金融対策

酪農・畜産の経営環境は日々厳しさを増しており、離農戸数は過去最大水準となっている中、今後も生産資材の価格高騰が続くことが見込まれることから、経営環境が改善するまで、農林漁業セーフティネット資金の特例の延長のほか、既往資金の償還年限の延長などに対する条件緩和を行うこと。

8. TPP11協定における米国枠の除外など

TPP11協定については、依然として離脱した米国分が含まれていることから、早期に再協議を実施し米国分を除外すること。

特に、牛肉セーフガード（SG）の発動数量については、日米貿易協定の改正でSGが発動しにくくなったことから、輸入実績に即してSGが有効に機能するよう発動水準を見直し、国内畜産経営の安定に資すること。

9. 日米貿易協定における酪農・畜産物の関税撤廃・削減反対など

日米貿易協定における第2段階の交渉（追加交渉）については、更なる酪農・畜産物の関税撤廃・削減は断じて行わないこと。

また、国産牛肉の輸出については、他国産の動向に係らず低関税で輸出が行われるよう、新たに日本枠を設定するなど、国が掲げる輸出目標を達成するため、米国側に強く働きかけること。

II. 将来が展望できる2024年度畜産物価格等の決定

1. 加工原料乳生産者補給金単価等の適正な設定と十分な予算確保

2024年度の加工原料乳生産者補給金等の単価設定にあたっては、飼料や燃油、生産資材等の高騰を反映し、酪農家が将来を展望できる所得が確保されるよう、再生産可能となる単価設定とするとともに、十分に予算確保すること。

併せて、総交付対象数量については、国産乳製品が安定的に供給されるよう適切に設定すること。

2. 加工原料乳生産者経営安定対策事業の安定的な運用

加工原料乳生産者経営安定対策事業については、経営安定対策としての機能が発揮されるよう十分な予算を確保すること。

また、発動が続いている実態を踏まえ、補填割合の引上げや補填基準価格の下限設定のほか、補填金の概算払いを緊急的に行うこと。

3. 肉用牛等経営の安定政策

- 1) 肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策（豚マルキン）については、コロナ禍や国際貿易協定発効などの影響を十分考慮し、状況に応じ生産者負担分の納付の猶予など機動的な対応を図ること。
- 2) 肉用子牛生産者補給金については、コロナ禍による需要低迷やTPP11、日米貿易協定など国際貿易協定の発効後の影響を十分に検証し、適正な単価設定を行うこと。

Ⅲ. 生産現場の実情を踏まえた生産基盤強化対策の継続・強化

1. 国産チーズ支援の継続と国産への置き換えなどに対する支援策

需給緩和が長期化する中、チーズは今後も安定的な需要が見込まれることから、更なる需要拡大に向け、国産チーズ生産奨励事業の奨励金単価を増額したうえで支援を継続すること。

また、消費量の多くを占める輸入チーズから国産チーズへの置き換えによって、需給改善が見込まれることから、置き換えに対する乳業への支援策を講じること。

2. 環境負荷軽減型持続的生産支援の充実強化

環境負荷軽減型持続的生産支援（エコ畜事業）については、みどりの食料システム戦略に基づき、多くの酪農・畜産農家が環境負荷軽減に取り組めるよう、時限的な取り組みメニューを継続するとともに活用しやすい取り組みメニューを一層充実させ、十分な予算を確保すること。

3. 配合飼料価格安定制度の着実な実施

配合飼料価格の大幅な下落は今後も見通せないことから、補填が発生する際は補填額が減額されないよう、引き続き国による基金の積み増しなど配合飼料価格安定制度の着実な実施に向けて対策を講じること。

また、新たな特例で規定されている「連続する3四半期が最長の交付期間」を延長するなど対策を拡充し、酪農・畜産経営に影響を及ぼさないこと。

4. 飼料自給率の向上対策及び鳥獣被害等対策の拡充強化

- 1) 飼料自給率の向上に向けては、良質な自給飼料の安定的な生産・確保が欠かせないことから、飼料用とうもろこしの生産拡大のほか、粗飼料の広域流通、草地の生産性向上などの対策を継続するとともに、耕畜連携や地域一体で行う作付け転換への支援等や予算の拡充を図ること。

2) 生産現場では自給飼料の増産に取り組んでいるものの、北海道のシカやクマなどによる農業被害は飼料作物が大半を占めることから、今後の飼料増産に影響を及ぼさないよう、「鳥獣被害防止総合対策交付金」などの鳥獣被害に係る対策を拡充強化し、十分な予算を確保すること。

また、近年局地的な大雨などによる飼料作物の被害が生じていることから、天候不順等によって被害が生じた場合の支援制度を設けること。

5. 家畜防疫対策の拡充強化

1) 海外ではアフリカ豚熱のほか、近隣国では口蹄疫やランピースキン病が発生していることから、徹底した水際対策並びに防疫体制の拡充強化を図ること。

また、コロナ禍対策の緩和等で人の往来が増えていることから、農場への侵入防止策などを強化すること。

2) ヨーネ病やサルモネラ症などの慢性疾病については、生産現場で家畜衛生対策が行えるよう家畜生産衛生農場対策事業の十分な予算を確保し、発生した際の経営負担軽減の支援策を講じるとともに、発生回避に向けて取組む事前検査などを支援の対象とすること。

6. 酪農ヘルパー事業の拡充

酪農経営安定化支援ヘルパー事業については、酪農経営の存続には欠かせないことから、ヘルパー人材の確保・定着、ヘルパー組合の強化等が行われるよう、必要な予算を確保すること。

また、公的な酪農ヘルパー資格制度を創設し、ヘルパーの技術と待遇の向上に向けた取組みを支援すること。

7. 畜産クラスター事業の継続

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)については、計画的な生乳生産を見据え、予算を十分確保するとともに、基金分の割合を増やすなど中長期的に事業を継続すること。

8. 畜産環境対策の十分な予算確保

地域特性や多様な経営規模に応じた家畜排せつ物処理を推進するため、家畜ふん尿のエネルギー利用、良質な堆肥の生産・広域流通などについては、国が推進する環境負荷軽減に資することから、畜産環境対策における各種関連事業の予算を十分に確保すること。